第87回日本産業衛生学会
シンポジウム10

喫煙率53.4%から24.1%へ
産業医・産業看護職が主導する喫煙対策

古河電気工業株式会社 千葉事業所
産業医　幸地　勇

職場における喫煙対策

長期的な目標

- 喫煙者0（ゼロ）
- **敷地内全面禁煙**

2014年2月の安全衛生委員会にて承認

2020年から実施

・周知のため，のぼりを作成

・全ての喫煙所に設置

・構内入口に設置

（利根川豊子．喫煙対策の現状-ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチの融合．産業看護　2011 vol.3 no.2）

構内全面禁煙に向けて

構内入口付近にのぼりを設置

全ての喫煙所にのぼりを設置

古河電工千葉事業所：男性喫煙率の推移

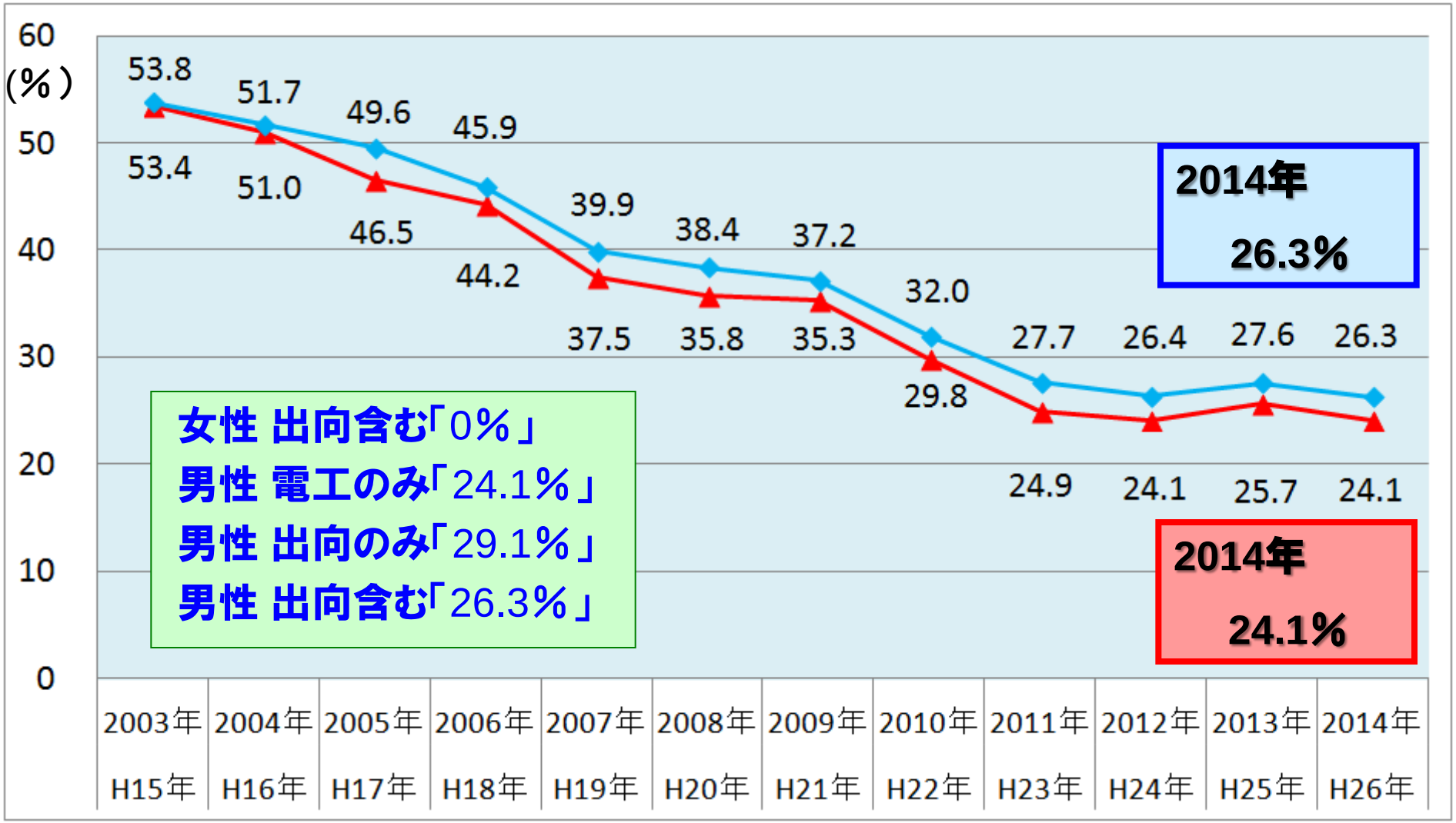

喫煙率の調査は毎年4月実施

会 社 概 要

商　　号　:古河電気工業株式会社
社　　長　:柴田　光義
創　　業　:明治17年（1884年）
設　　立　:大正9年（1920年）
資 本 金　:693億円
（2013年3月末）
売 上 高　:9,247億円（2013年3月期連結）
従業員数 :50,342名（2013年3月連結）
本　　社　:東京都千代田区丸の内
事業内容

情報通信　:光ファイバケーブル、メタル通信ケーブル、半導体光デバイス等
エネルギー・産業機材　:銅線・アルミ線、電力ケーブル、被覆線、電力ケーブル付属品・工事等
電装・エレクトロニクス　:自動車用部品・ワイヤハーネス、巻線、電子部品材料、ヒートシンク等
金属　:伸銅品（板・条・管・棒・線）、機能表面製品（メッキ）、電解銅箔等
軽金属　:アルミニウムの板材、押出材、鋳物、鍛造品、加工製品　等

古河電気工業（株）千葉事業所

千葉県市原市八幡海岸通6番地
従業員数　約1400名
南北1km×東西700m

健康管理対象 約1400名　（産業医1名，保健師1名）

企業として喫煙対策が必要な理由

※『喫煙対策3ヶ年計画」（2005～2007年）の目的

1. 企業の財産である従業員の健康を守る

喫煙者自身の健康はもとより、受動喫煙による健康被害を防止する

2. 職業関連疾患を防止する

粉塵職場、鉛取扱い職場、特別化学物質取扱い職場等での禁煙

3. 健康保険組合が支出する医療費の増加を抑制する

4. 喫煙に関わる費用の抑制

喫煙所設置・管理費用・ゴミ処理費用等の削減を図る

5. 社会的責任を果たす

タバコは環境問題と深く関わる

法的背景

◆「健康増進法」

◇「労働安全衛生法」

快適職場の形成

喫煙対策ガイドライン

（利根川豊子. 喫煙対策の現状-ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチの融合. 産業看護　2011 vol.3 no.2）

職域の喫煙対策の4本柱

労働衛生3管理
- 作業環境管理 → 受動喫煙防止対策
- 健康管理 → 禁煙支援・啓発・防煙対策

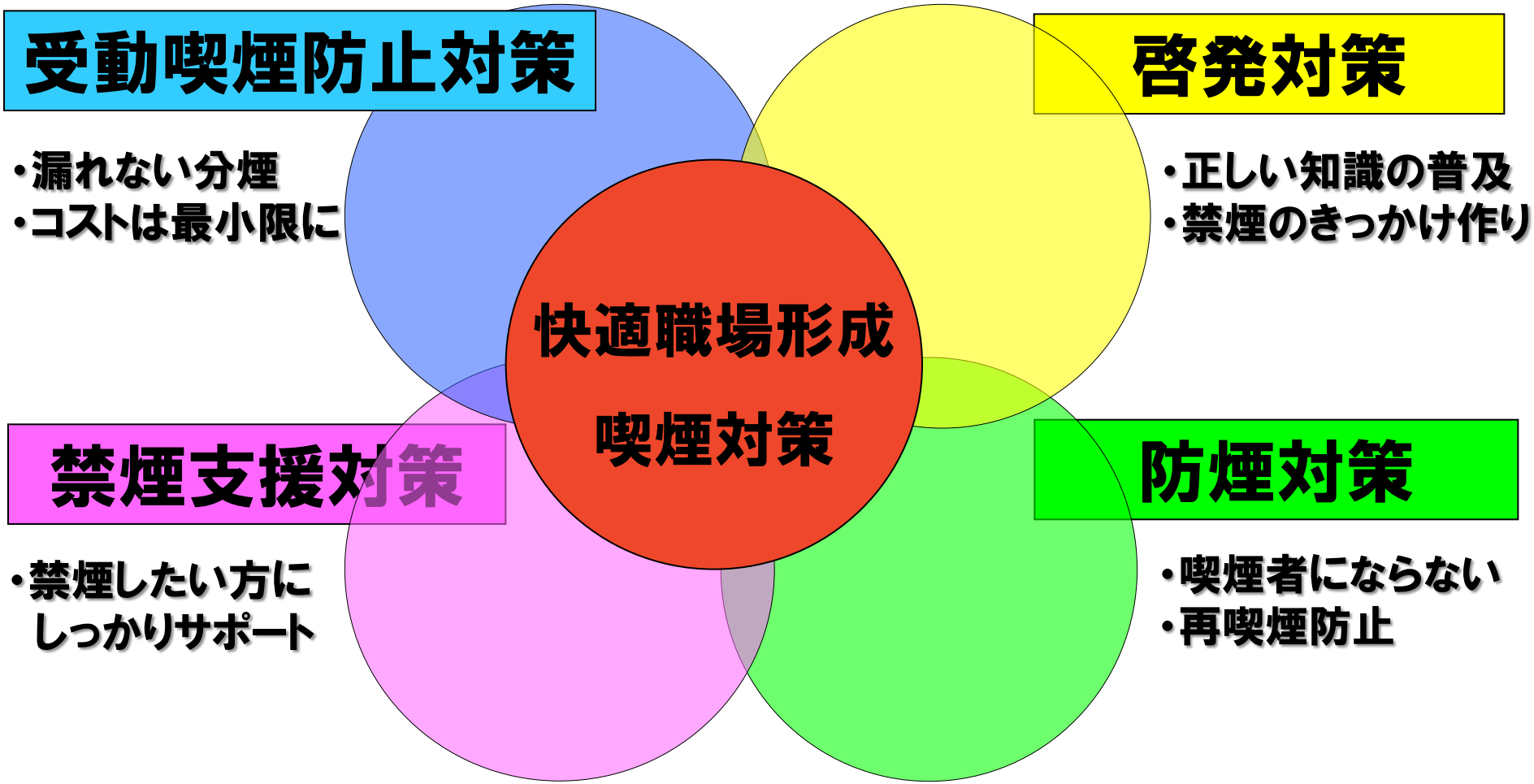

（利根川豊子. 喫煙対策の現状-ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチの融合. 産業看護 2011 vol.3 no.2）

喫煙対策のポイント

経年的に,根気よく
あれやこれやの
総合対策

1. 会社，事業所全体で取り組む.
⇒産業医・産業看護職はコーディネート機能を発揮する

2. 目的，目標（長期，中期，短期）を明確にする.

3. 喫煙率（性別，職場別など）を提示し評価する.

4. タバコの最新情報をこまめに発信する.

5. ポピュレーションアプローチと個別支援の両面から展開する.

（利根川豊子. 喫煙対策の現状-ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチの融合. 産業看護 2011 vol.3 no.2）

千葉事業所の喫煙対策の経緯1

【初期】

『スモークバスターズ禁煙プログラム』などを活用して禁煙支援を実施

1990年ごろ

事務室では机上での喫煙不可に.

1994年

工場では、1ラインに1箇所にあった喫煙所を作業場1箇所に.

1996年

「職場における喫煙対策ガイドライン」に沿った空間分煙の展開.
喫煙室、喫煙コーナーの設置と空気清浄機の導入.

喫煙率, 意識調査, CO測定, 禁煙支援などを実施.

2000年

喫煙所調査結果、喫煙箇所が多いため減らす.

2003年

「(改正)職場における喫煙対策ガイドライン」の展開.

空間分煙の徹底. 喫煙所を更に減らす(約半数になる)

古河電工千葉事業所：男性喫煙率の推移

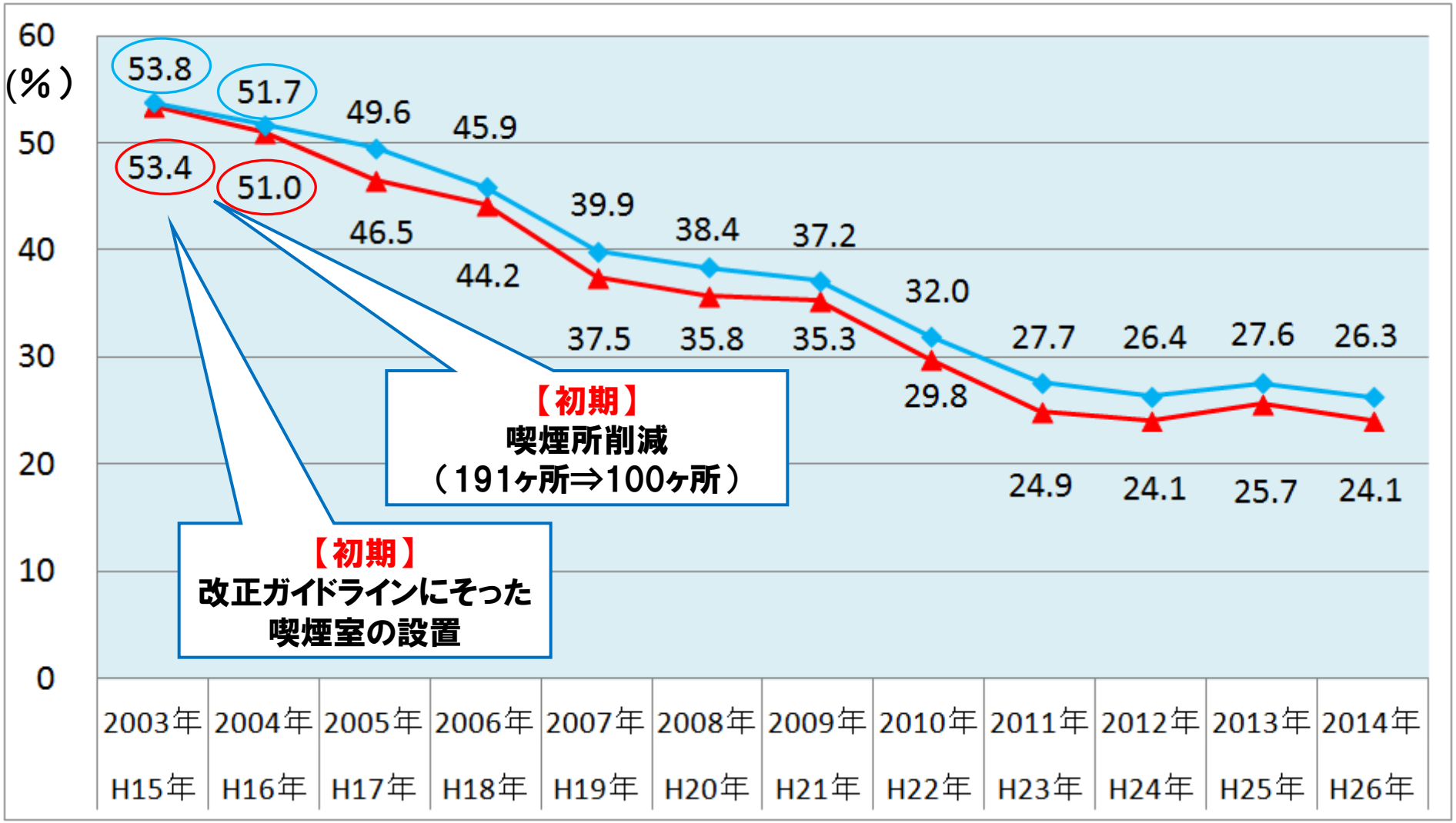

喫煙率の調査は毎年4月実施

千葉事業所の喫煙対策の経緯2

【第1期】

2005年～2007年

「喫煙対策3カ年計画」の企画展開

【第2期】

2008年～2012年

「生活習慣病予防対策5カ年計画」の企画展開.

～事業構造改革～

【第3期】

2014年

「2020年 敷地内全面禁煙化5カ年計画」企画案の策定

2015年～2019年

「敷地内全面禁煙化5カ年計画」の企画展開予定

千葉事業所　喫煙対策3ヶ年計画
（2005年度～2007年度）

１)喫煙率を下げる

男性喫煙率　51.7％(2004年)を

3年後には40.0％に下げる

２)「喫煙行動基準」「喫煙所使用基準」の

作成と遵守の徹底

３)喫煙所設置数を減らし、快適職場を推進する

30％減を目指す

４)タバコ自販機の撤去

１年目の計画と実施（2005年）

１.「喫煙所利用基準」の策定

２. 出前健康教室の開催
「タバコの真実を知る～もうだまされない！～」

３.「禁煙教室」の開催

４.「全国労働衛生週間」行事　　標語とポスターの募集

５. 歓送迎会、飲み会など会場禁煙の呼びかけ

６.「長期の休みは禁煙のチャンス！」を呼びかけ

1.「喫煙所利用基準」の策定

パウチして喫煙所に貼付

<u>ポイント</u>

① 喫煙は休憩ではない

② 喫煙のみ。長居しない（椅子の撤去、飲食打ち合わせ、携帯など禁止）

③ 水、灰皿、蓋付きの吸殻入れの設置

④ 防火に努める

⑤ 管理責任者の設置

現在までに、改正を繰り返し…

① 喫煙可能時間は、休憩時間のみ
② 自身の副流煙曝露を低減するために、喫煙後は速やかに喫煙所から離れる
③ タバコに関連するゴミは、各自持ち帰る
④ 喫煙所には灰皿、吸殻入れは置かない。火を消すための水を用意する
⑤ 喫煙所には、椅子を置かない
⑥ 喫煙所では、休憩、飲食、打ち合わせ、会議などを行わない
⑦ 喫煙所では、書類、新聞等を読まない。
⑧ タバコの火は確実に消し、防火に留意する
⑨ 換気扇・排気口、吸気口はタバコ煙排気の効率が低下しないように清掃する。
⑩ タバコ煙と灰による汚れはこまめに清掃し、清潔にする。
⑪ 喫煙場所を利用するときは、タバコ煙が周辺に漏れないように留意する

就業時間内禁煙

喫煙所利用基準（改定4）

千葉事業所　2010年1月1日

2010年1月1日から所定就業時間内禁煙です。

喫煙可能な時間帯は「就業規則で定める休憩時間（下表）」のみです。

勤務の形態		休憩時間〔＝喫煙可能な時間帯〕	
一般勤務		12:00 ～13:00	
交替勤務	1直	12:00 ～13:00	○交替勤務で2時間以上の時間外勤務が見込まれる場合に原則として取得する次の休憩時間（15分） 1直勤務　16:30 ～16:45 3直勤務　22:55 ～23:10 ○時間外勤務が2時間未満の場合に、上記休憩時間帯をベースに職場毎に定める休憩時間（15分未満）
	2直A	20:00 ～20:45	
	2直B	20:00 ～21:00	
	2直C	20:00 ～21:00	
	3直	4:00 ～ 5:00	
フレックスタイム勤務		12:00 ～13:00 若しくは 19:00 ～20:00	⇒ショートコア・フレックスで13:00より出勤する場合

① 喫煙可能時間は、休憩時間のみです。
② 自身の副流煙暴露を低減するために、喫煙後は速やかに喫煙所から離れること。
③ タバコに関係するゴミ（吸殻、箱、ライターなど）は、各自持ち帰ること。
④ 喫煙所には灰皿、吸殻入れは置かない。火を消すための水を用意する。
⑤ 喫煙所には、椅子を置かない。
⑥ 喫煙所では、休憩、飲食、打ち合わせ、会議などを行わない。
⑦ 喫煙所では、書類、新聞等を読まない。
⑧ タバコの火は確実に消し、防火に留意する。（消火のための水又は20m以内に消火器を用意する）
⑨ 換気扇・排気口、吸気口はタバコ煙排気の効率が低下しないようにこまめに清掃する。
⑩ タバコ煙と灰による汚れはこまめに清掃し、清潔にする。
⑪ 喫煙場所を利用するときは、タバコ煙が周辺に洩れないように留意する。

吸殻などタバコ関連のゴミは各自が持ち帰ること

喫煙所管理責任者名（　　）

出前健康教育　実施

「タバコの真実を知る－もう騙されない－」

参加人数
1330名

60回開催

職場の都合に
合わせて、時間を
設定しました
朝8時など

２年目の計画と実施（2006年）

1.「安全衛生委員会メンバーの率先垂範」

2.「禁煙の輪を広げよう！ミニ講座」
　　毎月の安全衛生委員会で講話。
　　そのスライドを各職場に配信

3.「禁煙教室」の開催
　　対象：喫煙率40％以上の職場の喫煙者

4. 喫煙対策の職場表彰の設置
　　（毎年安全大会で表彰）
5. 標語の募集

スライド　表紙

毎月の安全衛生委員会で
ミニ講座実施

「禁煙の輪を広げよう　」

ミニ講座　10回目

2006年9月21日

衛生管理室

3年目の計画と実施（2007年）

1.「5月31日世界禁煙デー」
　千葉事業所敷地内全面禁煙実施（２４時間）

2.「禁煙キックオフ大会」
　「5月31日世界禁煙デー」スタート

3.「禁煙教室」の開催

4. 標語募集

喫煙対策3年目（2007年）

5月31日世界禁煙デーから毎年実施

事業所敷地内全面禁煙を成功させよう！ ①

2007年1月18日

実行委員会

2007年
スライド

「5月31日世界禁煙デー」
千葉事業所敷地内全面禁煙計画

1．目的

① 世界的に取り組みがなされている「世界禁煙デー」を意識し、喫煙者は禁煙を始める機会とし、非喫煙者は喫煙問題に関心を向ける機会とする。

② 喫煙対策に前向きに取り組み、従業員の健康被害の低減や喫煙による環境汚染防止などの効果により、企業イメージアップをはかる。

2007年
スライド

2. 実行委員会

① 実行委員長　：　千葉事業所所長
② 副実行委員長　：　統括産業医
③ 事務局　：　安全環境衛生推進室
総務課
④ 各職場の推進責任者　：部長・課長・GL
職場長・作業長
⑤ 推進の核　：　安全リーダー
（または安全衛生推進委員）

＊労組にも全面的にご協力をいただく

3．実施に向けての対策

2007年
スライド

① 周知に向けてPRする。

② 中安でPRしたことを、各職場でも説明し、末端まで周知されるようにする。

③ PR用の文書を作成し、外部の方（お客様、他所出張者など会議出席者、業者など）には、所長名、実行委員会名で事前に周知をはかる

④ PR用の看板、ポスターを作成し、各喫煙所や商談コーナーなど人の目に付きやすい場所等に貼る。

⑤ 5月31日当日は、入構者にチラシを配布する。

⑥ 当日の離脱症状対策
ニコチンパッチの処方希望者には、事前に産業医が処方するなど離脱症状緩和に対して考慮する。

構内のあちこちにノボリを立て
正門には看板を設置してPR

5月31日は、

構内全面禁煙を実施することを

繰り返しPRし、周知を図る

安全リーダーの方たちが分担して
ノボリを設置

協力を呼び掛けるため、
全従業員へ配布
（予算をかけて，周知）

古河電工千葉事業所：男性喫煙率の推移

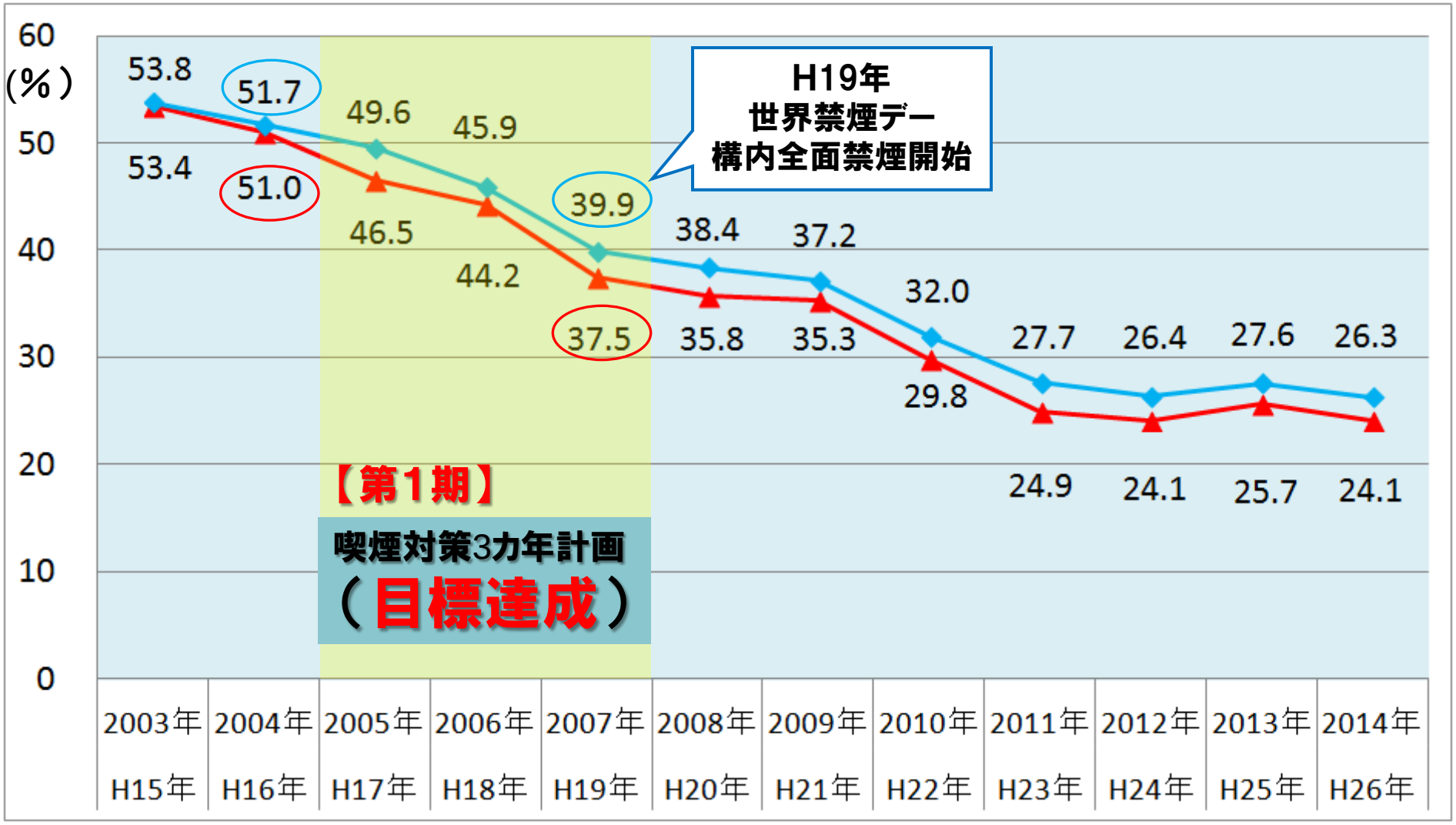

喫煙率の調査は毎年4月実施

古河電工千葉事業所：男性喫煙率の推移

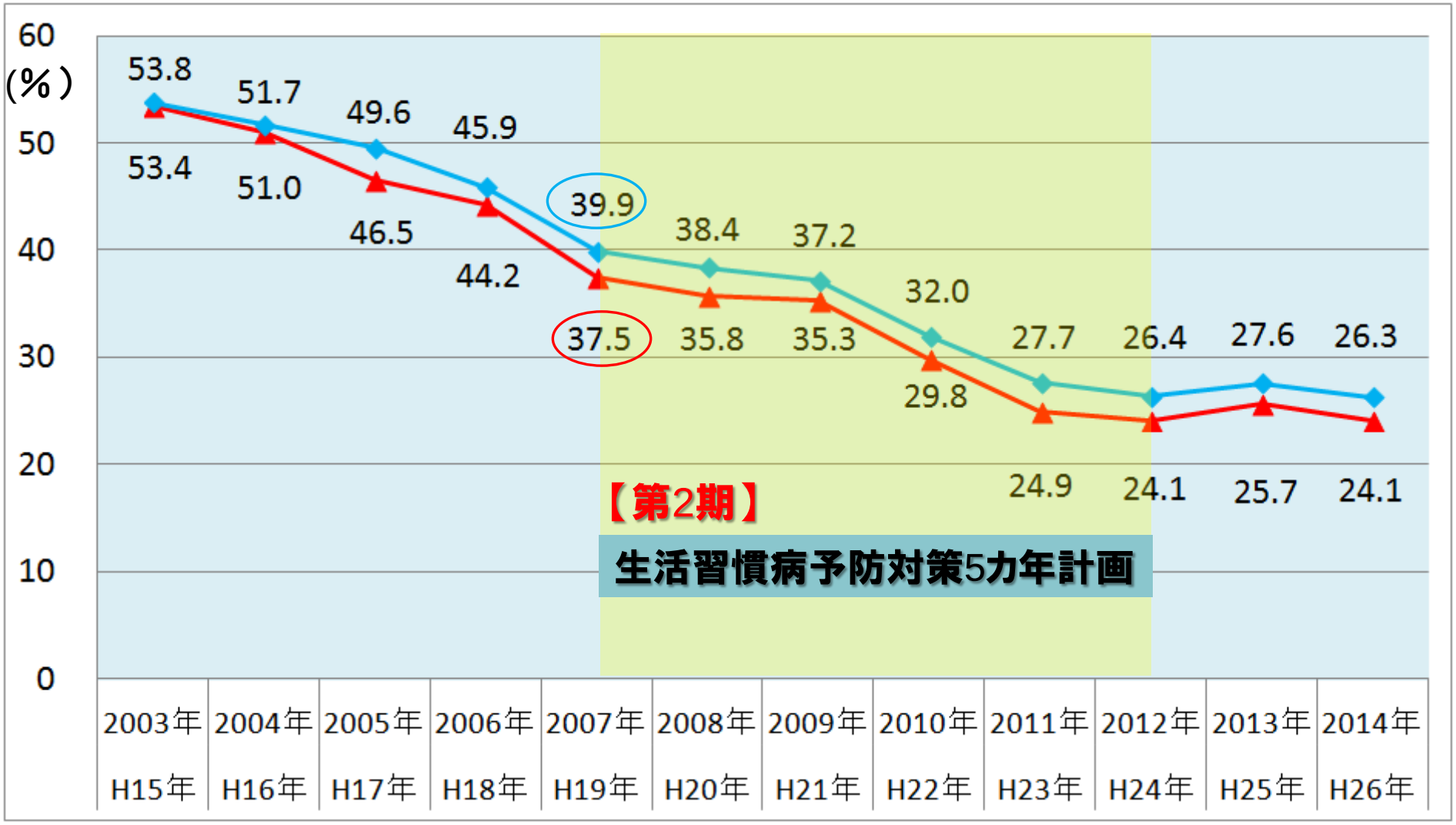

喫煙率の調査は毎年4月実施

古河電工千葉事業所：男性喫煙率の推移

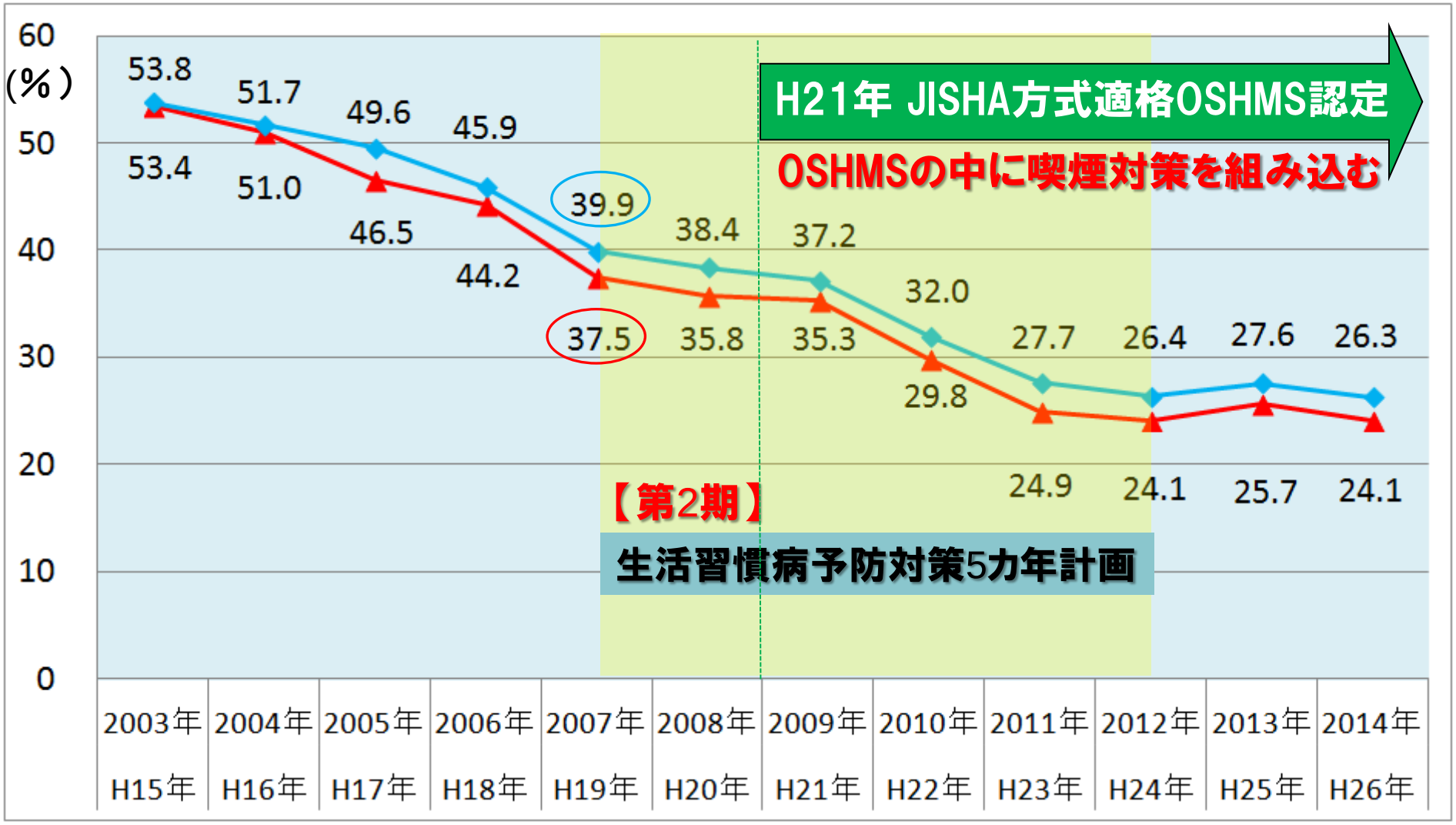

喫煙率の調査は毎年4月実施

2008年
スライド

生活習慣病予防対策5ヵ年計画

健康で生き生きと活力ある事業所を目指して

喫煙対策が重要な背景

2008年4月15日

安全衛生委員会

2期　生活習慣病予防対策

期間：2008年～2012年の5年間

目標：メタボ予防対策

①特定健診の実施率100%・受診率100%

②特定保健指導の対象者（メタボ該当者・予備群）の減少率
　10%以上

1）メタボ該当者・予備群の減少率を2012年には2008年比で10%以上

2）特定保健指導の階層化に喫煙の有無が関係

喫煙対策

③所全体の喫煙率25%以下

1）部門毎の喫煙率推移実績を基に目標達成に向けた動機付けを行う

2）労働時間管理適正化を一段と推進する側面と併せて取り組むものとし、2010年1月より「所定就業時間内」は禁煙とする（喫煙は休憩時間のみ可）

3）喫煙所を必要最小限に削減していく

飲酒対策

④飲酒量の低減（適量の範囲とする）

1年目　2008年度の活動計画

＜喫煙対策＞

①喫煙制限の設置

2010年1月からの所定就業時間内禁煙に向けてソフトランディングの期間として以下の喫煙制限を設ける。

2008年10月1日より所定就業時間内での喫煙は「2回以内【最大10分／回】のみ」とする。

※設定時間帯等の運用ルールは部門毎に定めるものとする。

※あくまで「喫煙を可とする時間帯」であり休憩時間ではないので、喫煙後は速やかに就業場所に戻り業務に従事する。

②喫煙所の削減

2008年10月末迄に現行85ヵ所を70ヶ所に削減

③構内全面禁煙日の設置（2007年からの継続）

世界禁煙dayにからめて

5月30日（金）7：45から24時間禁煙

④吸殻等ゴミ持ち帰り活動

EMS活動の観点で、2008年11月の全国環境月間より、原則全ての　喫煙所から灰皿・吸殻入れを撤去し、吸殻・パッケージ・ライター等のタバコ関連ゴミはすべて喫煙者自身が持ち帰る【携帯灰皿等を活用】

⑤禁煙教室の継続開催

従来の衛生管理室主催から部門要請に基づく開催

⑥構内タバコ販売の停止

2008年上期を目処にタバコ自動販売機を撤去

タバコに関わる費用

ゴミ処分費用

タバコのパーケージ、ライターなどは含まない費用

数えました！
1000本で1kg

吸殻　1000本で1kg

処分費用　　1kg　49円

年間で計算すると、

700名×10本×245日＝1,715,000本

1715kg×49円＝84,035円かかる

100名禁煙すると、

100名×10本×245日＝245,000本

245kg×49円＝12,000円軽減

古河電工千葉事業所：男性喫煙率の推移

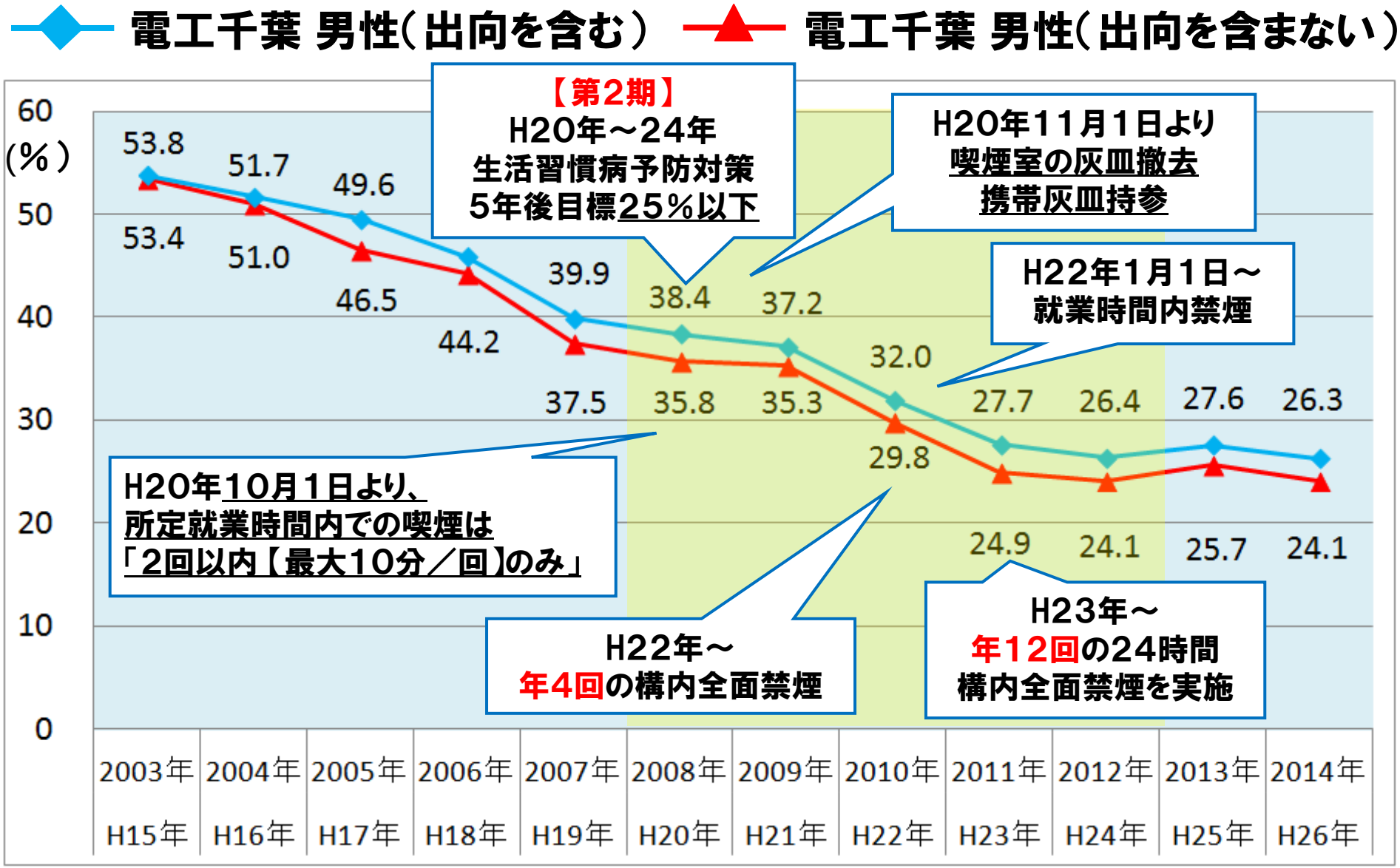

喫煙率の調査は毎年4月実施

【本館 屋外の喫煙所】
お客様、外来者もここで喫煙
2008年12月から灰皿撤去
吸殻は携帯灰皿に入れ持ち
帰ることになりました

2010年1月1日から
就業時間内禁煙

「卒煙教室」開催

2009年

6月～12月毎月開催（計11回開催）

千葉事業所長も教室のはじめに、

禁煙の必要性を講話

2010年

出前卒煙教室開催

喫煙率が平均（29．8％）

より高い職場が対象

『なぜタバコがやめられないのか」
特性要因図を用いたグループワークを実施

古河電工千葉事業所：男性喫煙率の推移

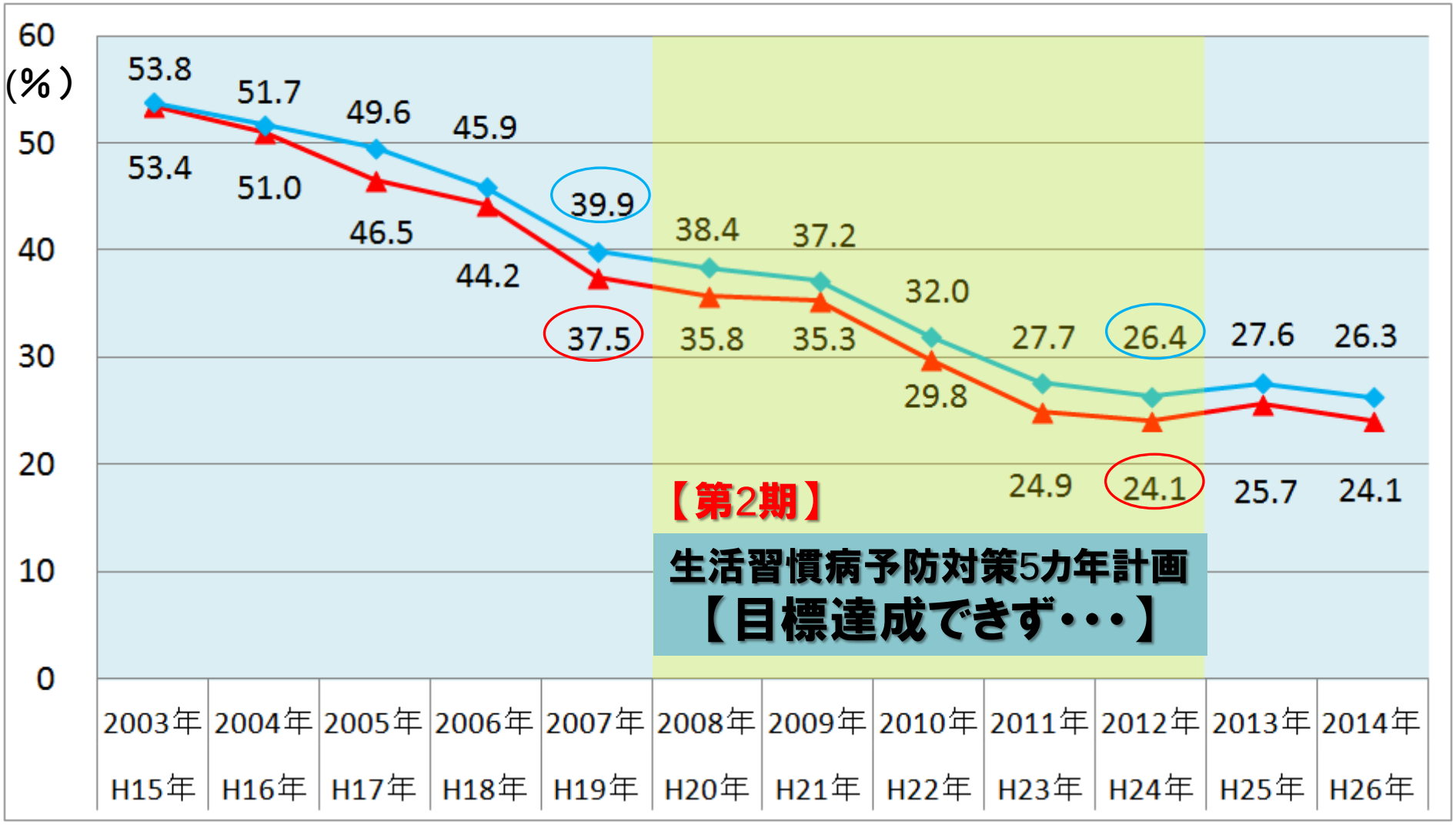

喫煙率の調査は毎年4月実施

古河電工千葉事業所：男性喫煙率の推移

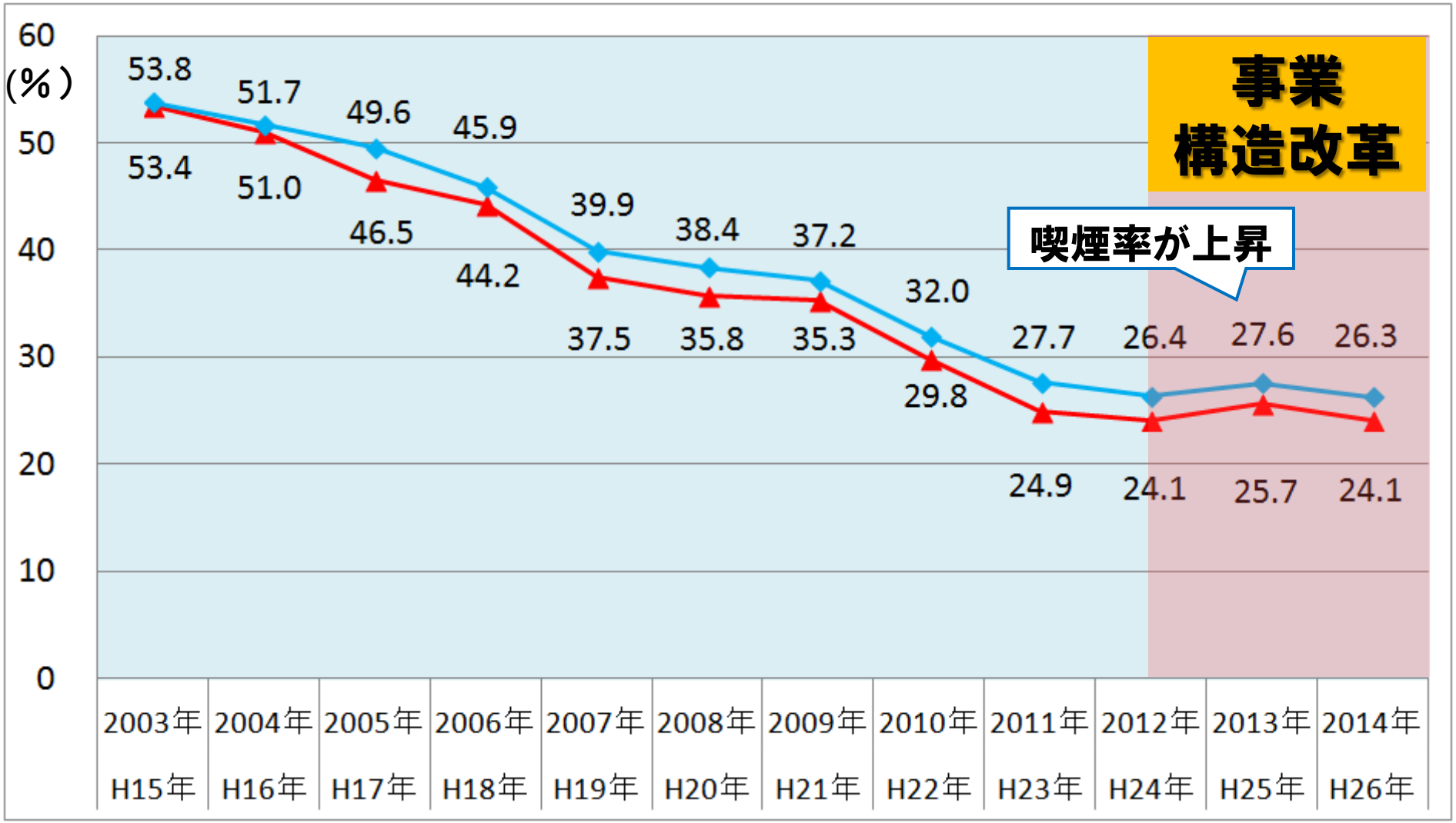

喫煙率の調査は毎年4月実施

2012年度
禁煙率低減・全面禁煙向けた施策の強化

構内全面禁煙デー　13回／年実施

（安全衛生委員会開催日＋世界禁煙デー）

屋内喫煙所を現状の50％削減（2年計画で屋内喫煙所の廃止）

電工男性(出向を含む)の喫煙率　25％以下にする

禁煙教室(2～3月に勉強会開催　協力会社)

禁煙チャレンジ4週間(7・8月～9月)

勉強会(高喫煙率職場・会社)6月・8月

↓応援メール↓
（メールマガジン）

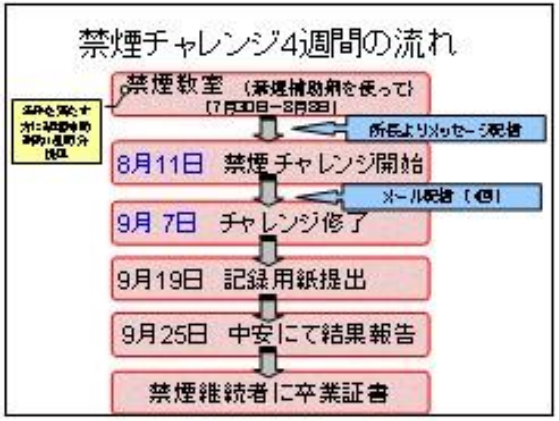

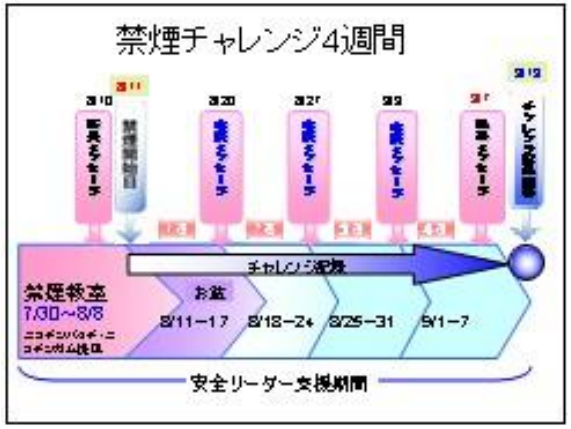

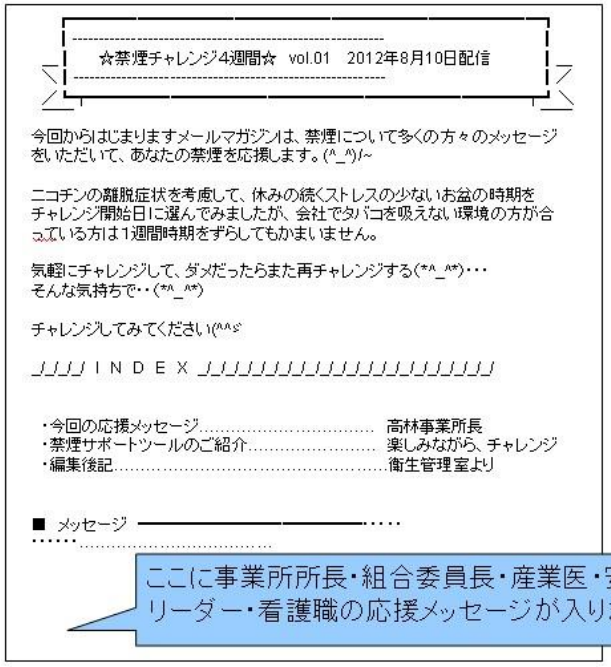

☆禁煙チャレンジ4週間☆　vol.01　2012年8月10日配信

今回からはじまりますメールマガジンは、禁煙について多くの方々のメッセージをいただいて、あなたの禁煙を応援します。(^_^)/~

ニコチンの離脱症状を考慮して、休みの続くストレスの少ないお盆の時期をチャレンジ開始日に選んでみましたが、会社でタバコを吸えない環境の方が合っている方は1週間時期をずらしてもかまいません。

気軽にチャレンジして、ダメだったらまた再チャレンジする(*^_^*)・・・
そんな気持ちで・・(*^_^*)

チャレンジしてみてください(^^ゞ

＿／／／／ＩＮＤＥＸ＿／／／／

喫煙所MAP（全て屋外）

2014年4月15日現在の喫煙所
40ヶ所

事業所MAPは省略

	屋内喫煙所	屋外喫煙所	
H26年　4月時点	0ヶ所	40ヶ所	total　40ヶ所
H25年11月時点	8ヶ所	41ヶ所	total　49ヶ所
H24年　2月時点	11ヶ所	38ヶ所	total　49ヶ所

2008年10月末の目標数
「70ヶ所以下に削減」
2012年屋内喫煙所50%削減
2013年度末までに屋内喫煙所撤廃

敷地内全面禁煙の周知

事業所長名で発信

2014 年度 千葉事業所敷地内全面禁煙実施について

従業員の皆様の健康を守るための一環として、千葉事業所は喫煙対策を計画的に推進しております。敷地内全面禁煙に向けた施策強化の取り組みとしまして、今年度も毎月 1 回千葉事業所敷地内全面禁煙を実施いたします。皆様への周知と遵守をお願い申し上げます。

記

1. 実施日時

第 2 回 ： 2014 年 5 月 27 日（火） 7:45 ～ 5 月 28 日（水） 7:45

（ 次回 ： 2014 年 6 月 2 日（月） 7:45 ～ 6 月 3 日（火） 7:45 ）

5 月 31 日は世界禁煙デーです。所休日の為 6 月 2 日に振替します。

2. 対象

古河電工従業員だけでなく、関連会社、協力会社および所内に入構されるお客様、納入業者などすべてを対象とします。

お客様、納入業者に対して

事業所長名で発信

2014 年度　千葉事業所敷地内全面禁煙実施について

謹啓

平素は格別のお引立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今年度も敷地内全面禁煙に向けた施策の強化の取り組みとしまして、毎月 1 回、千葉事業所敷地内全面禁煙を実施いたします。つきましては、敷地内全面禁煙の実施時間内にご入構される皆様にはご理解とご協力をお願い申し上げます。

敬具

記

実施日時

第 2 回　：　2014 年 5 月 27 日（火）　7:45　～　5 月 28 日（水）　7:45

（　次回　：　2014 年 6 月 2 日（月）　7:45　～　6 月 3 日（火）　7:45　）

5 月 31 日は世界禁煙デーです。所休日の為 6 月 2 日に振替します。

1.　対象

古河電工従業員だけでなく、関連会社、協力会社および所内に入構されるお客様、納入業者などすべてを対象とします。

古河電工千葉事業所：男性喫煙率の推移

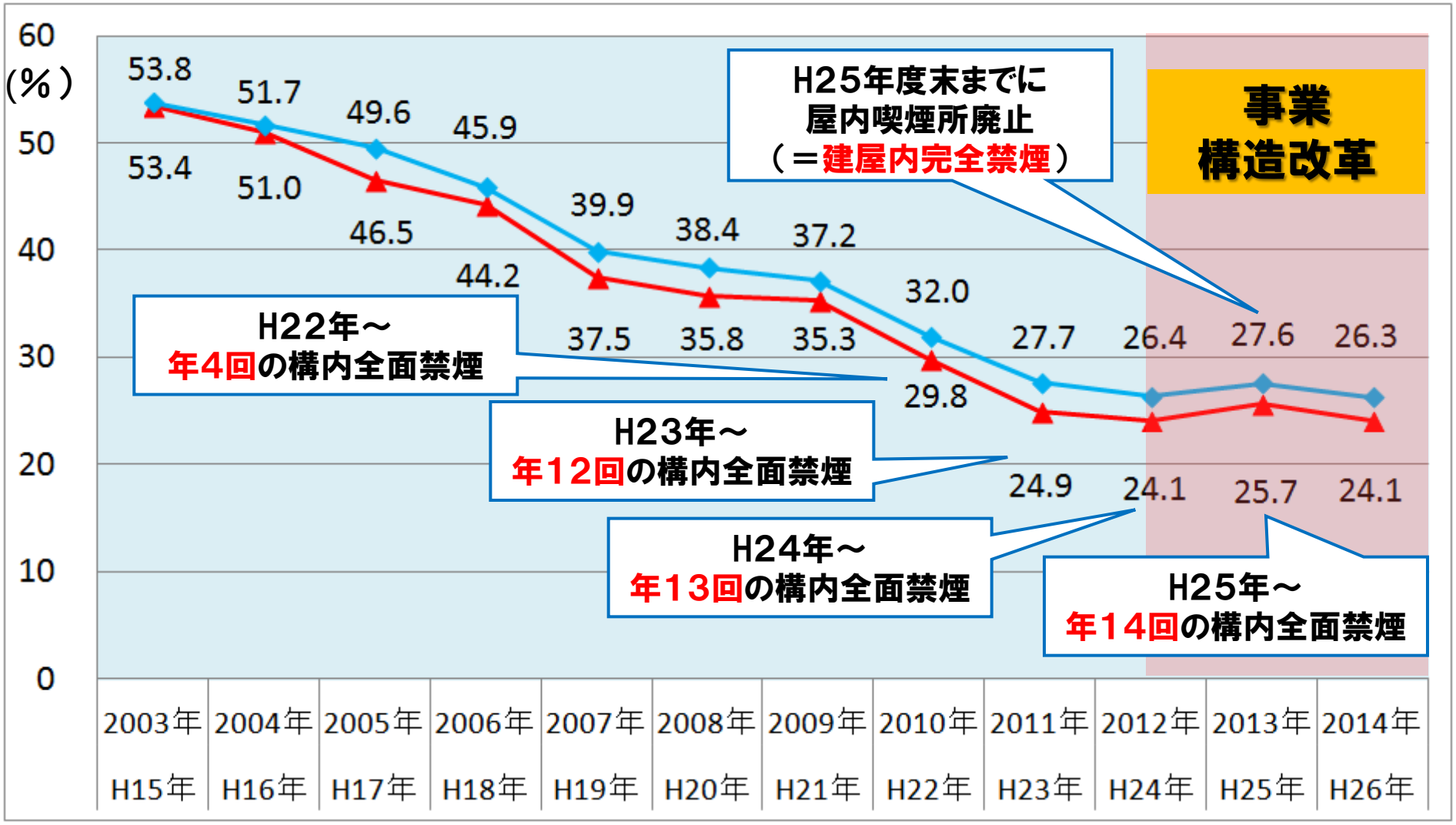

喫煙率の調査は毎年4月実施

職場禁煙化のポイント（まとめ）

1. 啓発活動は喫煙者だけでなく、非喫煙者も一緒に全従業員にタバコ問題の知識の普及を図る
   （喫煙者だけが疎外されているような気持ちにならないように）

2. 禁煙希望者には十分なサポートを提供する
   （産業医による禁煙治療，産業看護職によるサポート体制）

3. 各職場の安全衛生担当者の協力を得る
   （管理監督者、安全、衛生の立場の者は、率先垂範して禁煙）

4. 禁煙化計画の周知は事前に十分な余裕をもって行う
   （喫煙者の反発によって計画が頓挫しないように）

（利根川豊子．喫煙対策の現状-ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチの融合．産業看護　2011 vol.3 no.2）

当事業所の産業医・産業保健スタッフ

2010年6月撮影

後列左から、統括産業医（前千葉産業医）, 幸地（現職：産業医）
前列左から、鶴岡さん（現職：保健師）, 利根川さん